

○総務省告示第四百六号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第二十四条の十七第二号、第二十五条の四の二第二号、第二十六条第三項第三号ロ（第二十六条の二第三項第三号においてその例によることとされる場合を含む。）及び第二十七条第三項第三号ロの規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

令和五年十二月六日

総務大臣 鈴木 淳司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(漏えいを想定する危険物の数量) 第四条の五十一 規則第二十四条の十七第二号、第二十六条第三項第三号ロ(規則第二十六条の二第三項第三号においてその例による場合を含む。)及び第二十七条第三項第三号ロの告示で定める危険物の数量は、五百リットル(軽油を車両に固定されたタンクに注入する用に供する固定給油設備及び灯油又は軽油を車両に固定されたタンクに注入するための固定注油設備にあつては九百リットル、船舶給油取扱所の給油設備にあつては五十リットル)とする。 (給油取扱所の塀又は壁に考慮すべき火災等) 第四条の五十二 規則第二十五条の四の二第一号の告示で定める火災は、次に掲げる火災とする。 一 固定給油設備(ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を除く。)から自動車等の燃料タンクに給油中又は容器若しくは車両に固定されたタンクに注油中に漏えいした危険物が燃焼する火災 〔二・三 略〕 〔2・3 略〕	(漏えいを想定する危険物の数量) 第四条の五十一 規則第二十四条の十七第二号、第二十六条第三項第三号ロ(規則第二十六条の二第三項第三号においてその例による場合を含む。)及び第二十七条第三項第三号ロの告示で定める危険物の数量は、五百リットル(灯油又は軽油を車両に固定されたタンクに注入するための固定注油設備にあつては九百リットル、船舶給油取扱所の給油設備にあつては五十リットル)とする。 (給油取扱所の塀又は壁に考慮すべき火災等) 第四条の五十二 〔同上〕 一 固定給油設備(ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を除く。)から自動車等の燃料タンクに給油中に漏えいした危険物が燃焼する火災 〔二・三 同上〕 〔2・3 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和五年十二月二十七日から施行する。